

新潟県企業局管理規程第10号

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月30日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第12条 <u>削除</u>	<u>（直接払）</u> 第12条 <u>総括店は、支払を受けようとする者から企業出納員が振り出した小切手により支払の請求を受けたときは、次の各号に掲げる事項を確認し、必要がある場合は、当該小切手の裏面に記名押印又は自署を受け、これと引換えに支払をしなければならない。</u> <u>（1）小切手が合式であること。</u> <u>（2）小切手が振出日付から1年を経過していないこと。</u> 2 <u>総括店は、前項の小切手が前項の各号に該当しないときは、支払を受けようとする者にその旨を告げて支払を停止し、直ちに企業出納員に報告しなければならない。</u>
<u>（払込金）</u> 第13条 総括店は、企業出納員から<u>支払依頼書</u>に国又は地方公共団体その他公共団体の機関の発した納入に関する書類を添えて払込払の依頼を受けたときは、払込みの手続きをとり、領収に関する書類を企業出納員に送付しなければならない。	<u>（払込金）</u> 第13条 総括店は、企業出納員から<u>規程第63号第1項の規定によるインターネットバンキングの方法</u> <u>（以下「インターネットバンキングの方法」という。）</u>により国又は地方公共団体その他公共団体の機関の発した納入に関する書類を添えて払込払の依頼を受けたときは、払込みの手続きをとり、領収に関する書類を企業出納員に送付しなければならない。
<u>（口座振替払）</u> 第14条 総括店は、企業出納員から<u>支払依頼書</u>により口座振替払の依頼を受けたときは、その日のうちにその指定された債権者の預金口座に振替えの処理をとり、当該債権者に対し、口座振込みをした旨を通知しなければならない。	<u>（口座振替払）</u> 第14条 総括店は、企業出納員から<u>インターネットバンキングの方法</u>により口座振替払の依頼を受けたときは、その日のうちにその指定された債権者の預金口座に振替えの処理をとり、当該債権者に対し、口座振込みをした旨を通知しなければならない。
第15条 <u>削除</u>	<u>（隔地払）</u> 第15条 総括店は、企業出納員から<u>インターネットバンキングの方法</u>により<u>隔地払の依頼</u>を受けたときは、当該債権者に対し<u>送金の手続き</u>をとらなければならない。
第17条及び第18条 <u>削除</u>	

第21条及び第22条 削除

(振出日付から1年経過後の小切手の処理)

第17条 総括店は、提示された小切手が振出日付から1年を経過したものであるときは、支払を停止し、その裏面余白に支払期限経過の旨、提示年月日及び総括店の名称を表示し、押切印を押印して提示者に返付しなければならない。

(印鑑の印影の照合)

第18条 総括店は、小切手及び小切手振出済通知書に押印された企業出納員の印鑑の印影の照合を、企業出納員から通知された職印及び私印の印影により行わなければならない。

(支払金の処理)

第21条 総括店は、企業出納員から小切手振出済通知書の送付を受けたときは、当該通知書の金額の資金を預金から払い出さなければならない。

(振出日付から1年経過後の未支払資金の報告)

第22条 総括店は、次の各号に掲げる金額の資金があるときは、翌月速やかに小切手等未払額報告書により企業出納員に報告しなければならない。

- (1) 小切手振出日付から1年を経過し、まだ支払を終わらない金額の資金
- (2) 資金交付の日から1年を経過し、まだ支払を終わらない金額の資金

2 総括店は、収入徴収者から前項に規定する未支払の資金を収入する旨の通知を受けたときは、速やかに受入れの手続をとらなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。